

事業所得割保険料算出表

◇個人事業所の甲種組合員の場合

|      |         |   |
|------|---------|---|
| 算定基礎 | I       | ○前年の医業収入にかかる所得総額（注1）  |
|      | II      | ○医業収入が6,250万円を超え、確定申告書等の提出を省略したい組合員、または、確定申告書等の提出の無い組合員は、所得総額を6,250万円とみなす。<br>(年間賦課限度額50万円を賦課徴収いたします)   |
| 賦課率  | 8/1,000 |   |
| 提出書類 | I       | <p>下記①+②を提出<br/>e-Taxの場合、①+②+③を提出</p> <p><b>①前年分の「所得税の確定申告書」の写し</b></p> <p><b>②収支内訳書（一般用）付表《医師及び歯科医師用》の写し</b><br/>*作成していない場合は提出不要です。</p> <p>《電子申告（e-Tax）の場合》</p> <p><b>③上記①・②に加え、税務署の受付が判断できる受信通知の写し</b></p> <p>※提出書類の必要箇所は <span style="border: 1px solid red; display: inline-block; width: 1em; height: 1em; vertical-align: middle;"></span> で表示している箇所になります。必ず判読可能な状態で提出してください。</p> |
|      | II      | <p>《確定申告書等の提出を省略する場合》</p> <p><b>④「事業所得割保険料算定のための確定申告書等の提出省略の申し出について」</b></p>  |
| 提出期限 | 7月31日   |   |

(注1) 医業収入にかかる所得総額とは、社保及び国保診療報酬収入、自由診療収入、雑収入の合算額となります。

※新たに甲種組合員になられた方は、事業所得割保険料算出のない年に限り、上記で算出した1医療機関当たり県平均額を賦課徴収いたします。

※本組規約及び保険料賦課徴収規程の規定に基づき、上記の通り定めています。  
詳細は別添の抜粋をご覧ください。

## 鹿児島県歯科医師国民健康保険組合規約（抜粋）

### 第4章 保 険 料

（保険料賦課額）

**第19条** 組合員は、次の区分により定めた額の保険料を毎月組合に納付しなければならない。

（5）甲種組合員（後期高齢者組合員を除く。）は、事業所得割保険料算定のため、組合が定める期日までに、別に定める医業収入に係る所得総額を証明する確定申告書等の書類（以下、「確定申告書等」という。）を提出する。個人事業主である甲種組合員は前年、それ以外の甲種組合員は前事業年度の確定申告書等に基づき、医業収入に係る所得総額の1,000分の8の額を12で除して徴収するものとする。（ただし、算出額が年間50万円を超えるものについては賦課限度額50万円とする。）

確定申告書等の提出のない甲種組合員に対しては、賦課限度額50万円を賦課徴収するものとする。

なお、あらたに甲種組合員になる者は、事業所得割保険料算出のない年又は年度に限り、上記で算出した1医療機関当たり県平均額を、甲種組合員となった月から、賦課徴収するものとする。

ただし、後期高齢者組合員が開設し、管理する医療施設又は医療法人で複数の施設を有する場合、後期高齢者組合員以外の歯科医師が勤務する施設においては、事業所得割保険料を納付しなければならない。

### 5. 鹿児島県歯科医師国民健康保険組合保険料賦課徴収規程（抜粋）

**第7条** 甲種組合員又は後期高齢者組合員が提出する、本組合規約第19条第1項第5号（事業所得割保険料）に規定する医業収入にかかる所得総額を証明する書類とは、次の各号に掲げるものとし、電子申告（e-Tax）の場合は税務署から発行される受信通知の写しを添付するものとする。

（1）個人歯科診療所の場合は、税務署へ提出した前年分の所得税の確定申告書及びその関係書類の写し

（2）医療法人歯科診療所の場合は、県へ提出した前事業年度分の申告書一式（医療法人等に係る所得金額の計算書及び決算書含む）の写し

2 前項の規定にかかわらず、医療法人が複数の施設を有する場合は、主たる施設の甲種組合員又は後期高齢者組合員が医療法人全ての収入額を証明する書類を提出するものとする。

医療法人に属するそれぞれの施設に対する事業所得割保険料は、その全ての収入額を従たる施設を含む施設数で除した額を基に算定し、本組合規約第19条第1項第5号に規定する施設数に対して賦課徴収する。

税務署長 令和〇〇年〇〇月〇〇日 令和〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

納税地、個人番号、生年日、フリガナ、氏名、令和〇〇年〇〇月〇〇日住所、職業、屋号・雅号、世帯主の氏名、世帯主との続柄、振替継続希望、種類、青色、分離、国出、損失、修正、特農の表示、特農、整理番号、電話番号、自宅・勤務先・携帯

第一表 (令和七年分用)

Table with columns for Income (収入金額等), Tax (税), Calculation (計算), and Total (合計). Rows include business income, agricultural income, real estate, and various tax adjustments.

令和7年1月から確定申告書等の控えへの税務署收受日付印の押なつが廃止されたため、收受日付印の有無は問いません。 ※電子申告の場合は従来通り【別紙③ 受信通知（メール詳細）】の添付が必要です。

見本

見本

これは見本です。このまま使用しないでください。

Table for deductions (差し引かれる金額) including labor/student, spouse, maintenance, basic, miscellaneous, medical, and attached amounts. Includes a section for tax payment (延納の出) and a table for tax type (A-L).

〇〇の箇所が必要となりますので、判読可能な状態で提出してください。



※電子申告時は添付必須です

③

国税電子申告・納税システム (e-Tax)

ログイン中

受付システム

## 受信通知 (メール詳細)

閉じる

送信されたデータを受け付けました。

なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

### 申告等内容

|             |                                       |
|-------------|---------------------------------------|
| 提出先         |                                       |
| 利用者識別番号     |                                       |
| 氏名又は名称      |                                       |
| 受付番号        |                                       |
| 受付日時        |                                       |
| 年分          |                                       |
| 種目          |                                       |
| 所得金額        |                                       |
| 第3期分の税額     | 納める税金                                 |
|             | 還付される税金                               |
| 備考          |                                       |
| 「所得金額」欄について | 所得金額は、申告書第一表の所得金額欄の「合計」欄の金額を表示していません。 |

赤枠の項目が記載されているか確認してください

送信データは、ダウンロード (XML形式) ボタンよりダウンロードすることができます。  
個人情報は、表示されません。

ダウンロード (XML形式)

### 送付

添付書類を提出する場合は、送付書の内容を確認・印刷の上、送付書とともに添付書類を提出してください。

送付書へ

税理士事務所から発行される「電子申告完了報告書」(税理士事務所の報告書)ではなく、電子申告の際に直接発行されるものを提出してください。  
紛失した場合は、e-TaxのHP(メッセージボックス)から再度入手できます。

※この「受信通知」は、申告時に発行されるものです。申告時に必ず出力して予め保管しておいてください。  
税理士事務所へ申告を委託している場合は、申告書作成時にその旨を伝えて、申告書控と併せてこの用紙を必ず受け取ってください。

④

別紙様式

令和 年 月 日

鹿児島県歯科医師国民健康保険組合理事長 殿

甲種組合員氏名 ㊟

※本人自署の場合は押印省略可

事業所得割保険料算定のための確定申告書等の提出省略の申し出について

令和 8 年 6 月 24 日付鹿歯国保発第 40 号において依頼のありました事業所得割保険料算定のための確定申告書等の提出については、関係書類の提出を省略することを申し出ます。

## 別紙 1

### 確定申告書等の提出から医業収入判定等におけるスケジュール

| 時 期        | 業 務 内 容            |
|------------|--------------------|
| 6月下旬～7月31日 | 確定申告書等収集           |
| 6月下旬～9月    | 医業収入判定・保険料賦課システム入力 |
| 10月～翌年9月   | 新事業所得割保険料賦課徴収      |

※医業収入判定に係る業務は、情報セキュリティポリシーを遵守し、国保組合の担当職員が行います。

※ご提出いただいた確定申告書等は、施錠できる場所に保管し、厳重に管理することといたします。

※確定申告書等の保存期間は、鹿児島県歯科医師国民健康保険組合文書取扱規程に則り処理することとし、処分については、業者へ溶解処理を委託いたします。(保存期間：10年)

## 12. 鹿児島県歯科医師国民健康保険組合 文書取扱規程（抜粋）

**第1条** 鹿児島県歯科医師国民健康保険組合の文書は、次の区分によってこれを保存する。

ただし、第3種に属する文書で軽易なものは、保存期間を1年とすることができる。

第1種 永年      第2種 10年      第3種 3年

前項の文書の種類は別表による。